

【補助金の交付額について】

補助金の交付額は令和8年1－3月分及び4－6月分のそれぞれの補助対象期間ごとに、その営業月数の比に応じて按分します。

ただし、按分の結果、千円未満の端数が生じた場合は、1－3月分の交付額については千円未満を切り上げ、4－6月分の交付額については千円未満を切り捨てます。

〔按分の例〕

燃料費の実支払額（A）が37,500円、令和8年2月1日～同年3月31日まで休業し、交付決定額が150,000円（月額37,500円×4か月）の場合

＜端数調整前＞

$$\cdot 1 - 3 \text{月分補助額} \quad 37,500 \text{円} \quad (150,000 \text{円} \times \frac{1 \text{か月}}{4 \text{か月}})$$

$$\cdot 4 - 6 \text{月分補助額} \quad 112,500 \text{円} \quad (150,000 \text{円} \times \frac{3 \text{か月}}{4 \text{か月}})$$

この場合、千円未満の端数（500円）が生じているため、1－3月分の補助額については千円未満を切り上げる。4－6月分の交付額については千円未満を切り捨てる。

＜端数調整後＞

$$\cdot 1 - 3 \text{月分補助額} \quad 38,000 \text{円}$$

$$\cdot 4 - 6 \text{月分補助額} \quad 112,000 \text{円}$$